

(仮称)幕別町地域包括支援センターの基準に関する条例(案)について

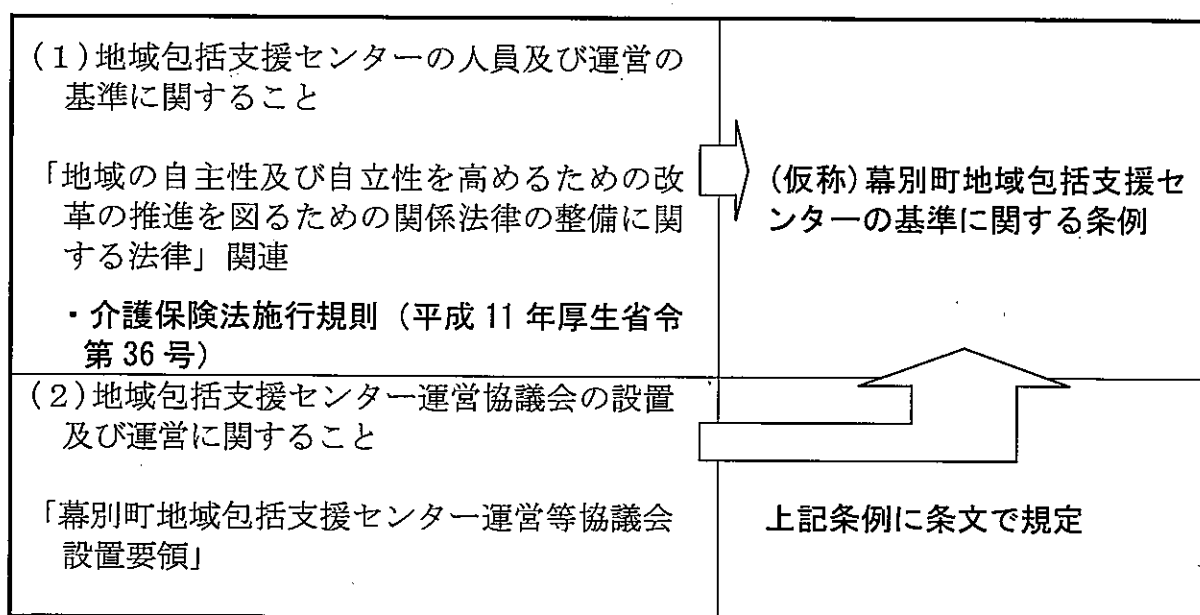
1. 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次地方分権一括法)」が平成25年6月14日に公布され、介護保険法の一部が改正されました。

これまで国が定めていた地域包括支援センターの人員及び運営等に係る基準について、市町村の条例で定めることとなりました。

町では、今回の一部改正を受け、「(仮称)幕別町地域包括支援センターの基準に関する条例」を定めます。

2. 幕別町が条例を制定する基準等



3. 条例制定の考え方

条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

基準の類型	基準の意味
従うべき基準	法令の基準どおり(裁量の余地なし)
参酌すべき基準	法令の基準を参照した上で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが可能

町の現状は、国が定めた基準に従って、地域包括支援センターの適切な事業運営を行っていることから、条例内容は国の基準どおりの内容を定めます。

4. 制定する条例（素案）の概要

基準の類型	基準の項目	
	厚生労働省令（国の基準）	町条例案（町の基準）
従うべき基準	○職員の職種や人数に関する基準 ・第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を原則として各1人ずつ配置。（準ずる者でも可） （小規模市町村の例外措置あり）	国の基準どおり
参酌すべき基準	○支援に当たっての基本方針 ○地域包括支援センター運営協議会の意見反映	国の基準どおり

○ 職員の職種

原則	準ずる者
保健師	地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を含まない）
社会福祉士	①福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ②高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した経験のある者 （山本・水野・今泉）
主任介護支援専門員	①ケアマネジメントリーダー研修を終了し、②介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ③介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識と能力がある者

○必要人員・・・被保険者7,738人（H26.9月末）

- ①保健師 1人
 ②社会福祉士 1人 +①～③のうちから2人 ⇒ 5人が必要
 ③主任ケアマネ 1人

5. スケジュール

平成26年10月6日	幕別町介護保険運営等協議会 説明
平成27年1月6日 ～平成27年2月5日	パブリックコメント 実施
平成27年2月中旬	幕別町介護保険運営等協議会 報告 （パブリックコメント結果）
平成27年3月	幕別町議会定例会へ条例（案）提案
平成27年4月1日	条例施行